



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○「第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」に対する意見の募集について

愛知県の環境基本計画の改定に向けて、その中間とりまとめに対する意見募集が平成26年2月25日から行われています。その概要を愛知県記者発表資料から御紹介します。

なお、中間とりまとめの内容は愛知県のホームページをご覧ください。

「第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」に対する意見の募集について (平成26年2月24日 愛知県記者発表資料抜粋)

「第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」に対する意見を募集します。

愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、本県の環境政策の指針となるものです。

本県では、平成9年に最初の計画を策定し、その後、平成14年に第2次計画、平成20年に現行計画である第3次計画というように、おおむね5年ごとに改定を行い、施策の充実強化を図ってきました。

第3次計画の策定から5年余りが経過し、人口の減少、資源制約の強まり、経済・社会のグリーン化の進展など、社会経済情勢は大きく変化しています。また、地域の環境問題に加え、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの地球環境問題は緊急性を増しており、環境政策の多様化への確に対応することが求められています。

こうした様々な状況を踏まえ、持続可能な社会の形成に向けた取組を一層進めるため、現行の計画の改定について愛知県環境審議会に諮問し、検討をいただいておりますが、このたび、同審議会において「第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」を行っていただきましたので、愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民の皆様から御意見を募集します。

1 意見募集対象

「第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」

2 募集期間

平成26年2月25日（火曜日）から平成26年3月31日（月曜日）まで

3 提出方法

提出様式に、お住まいの市町村名、年齢、性別、職業を御記入の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

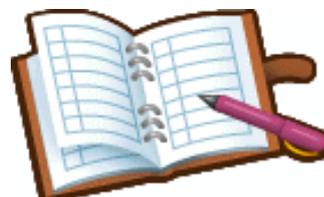
なお、電話での御意見については、対応できませんので御了承ください。

4 提出先

愛知県環境部環境政策課企画・広報グループ

郵便番号：460-8501（住所記載不要）

ファクシミリ：052-954-6914



○「化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）」改正（厚生労働省）について

測定分析部 林 直樹

化学物質を取り扱う事業者様

化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）改正に伴い、N,N-ジメチルアセトアミドが対象物質に追加されました。

なお、1,2-ジクロロプロパンの洗浄・払拭業務については、同物質が「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」（平成25年8月13日厚生労働省令第96号）により特定化学物質に加えられたことにより、指針の適用除外とされています。

化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）改正について 平成25年10月作成 厚生労働省パンフレット抜粋

厚生労働大臣は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、がんを起こすおそれのある化学物質について、労働者の健康障害を防止するための指針を公表しています。平成25年10月1日付けで指針を改正し、同日から適用しました（健康障害を防止するための指針平成25年10月1日公示第24号）。

<対象物質の追加>

長期毒性試験で実験動物にがんを引き起こすことが確認されたことから、「N,N-ジメチルアセトアミド」を対象物質として追加しました。

<適用範囲の変更>

特定化学物質障害予防規則等の改正により「1,2-ジクロロプロパン」の洗浄・払拭業務について、発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられました。これに伴い、洗浄・払拭業務については、一部の規定（危険有害性等の表示・譲渡提供時の文書交付）を除き、指針の適用除外としました。

<指針の対象物質>

下の表にある29物質とこれらを重量の1%を超えて含有するものをあわせたもの（「対象物質等」という）が指針の対象です。

これらの物質は、長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。人に対する発がん性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

対象物質	CAS No.	有機溶剤中毒予防規則(有機溶剤)・ 特定化学物質障害予防規則(特化則)・指針		
		有規則・指針とも適用 (5%を超える有機 溶剤業務の場合)	特化則・指針 とも適用 (5%超の場合)	指針のみ適用 (1%超の場合)
1	2-アミノ-4-クロロフェノール	95-85-2		○
2	アントラセン	120-12-7		○
3	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5		○
4	塩化アリル	107-05-1		○
5	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか		○
6	キノリン及びその塩	91-22-5ほか		○
7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3		○
8	クロロホルム	67-66-3	○	●
9	酢酸ビニル	108-05-4		○
10	四塩化炭素	56-23-5	○	●
11	1,4-ジオキサン	123-91-1	○	●
12	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	107-06-2	○	●
13	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2		○
14	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3		○
⑮	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5		○ (洗浄・拭拭業務については 一部規定を除き適用除外)
16	ジクロロメタン(※有機溶剤では、ジクロルメタン)	75-09-2	○	●
(17)	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5		○
18	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○	●
19	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4	○	●
20	1,1,1-トリクロルエタン	71-55-6	○	●
21	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6		○
22	パラ-ジクロルベンゼン	106-46-7		○
23	パラ-ニトロアニソール	100-17-4		○
24	パラ-ニトロクロルベンゼン	100-00-5	○	◆
25	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン-水和物	302-01-2, 7803-57-8ほか		○
26	ビフェニル	92-52-4		○
27	2-ブテナール	123-73-9, 4170-30-3, 15798-64-8		○
28	1-ブロモ-3-クロロプロパン	109-70-6		○
29	1-ブロモブタン	109-65-9		○

⑮ : 指針の適用範囲を変更した物質

(17) : 指針に追加した物質

○: 適用

●: 1%を超え5%以下の場合、または、有機溶剤業務以外の業務で5%を超える場合

◆: 1%を超え5%以下の場合

<指針に定める措置の内容>

労働者に対象物質等を製造させる、または、取り扱わせる事業者は、次の措置を講じる必要があります。

1. 対象物質へのばく露を低減させるための措置

- ①作業環境管理、作業管理
- ②局所排気装置の管理、対象物質の排気、廃液による事業場の汚染防止
- ③保護具
- ④基準に基づく作業(設備・装置などの操作・調整と点検、異常な事態が発生した場合の応急措置、保護具の使用)

2. 作業環境測定

- ①屋内作業場における空気中の対象物質の濃度測定。6ヶ月以内ごとに1回、作業環境測定士が実施。
- ②作業環境測定結果の評価に基づき施設、設備、作業工程、作業方法の点検、作業環境の改善、また、労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じてください。
- ③作業環境測定の結果の記録、評価の記録は、30年間保存するよう努めてください。

- 対象物質のうち、有機溶剤中毒予防規則(有機則)、特定化学物質障害予防規則(特化則)が適用されるものは有機則、特化則の規定が優先されます。ただし、作業環境測定の結果の記録、評価の記録の保存は、有機則、特化則で3年間のものについて、指針では30年間の保存を求めています。また、有機則、特化則に基づく測定は作業環境測定士が実施してください。

3. 労働衛生教育

対象物質等を製造、または、取り扱う業務に従事している労働者に対しては速やかに、また、この業務に従事させることになった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について教育を行ってください。

- ①対象物質の性状と有害性
- ②対象物質等を使用する業務
- ③対象物質による健康障害と予防方法、応急措置
- ④局所排気装置などの対象物質へのばく露を低減するための設備とそれらの保守、点検の方法

- ⑤作業環境の状態の把握
- ⑥保護具の種類、性能、使用方法、保守管理
- ⑦関係法令

また、労働衛生教育の時間は4.5時間以上としてください。

4. 労働者の把握

対象物質等を製造、または、取り扱う業務に常時従事する労働者について、1ヶ月を越えない時期ごとに次の事項を記録してください。

- ①労働者の氏名
- ②従事した業務の概要と業務に従事した期間
- ③対象物質によって著しく汚染される事態が起きたときは、その概要と講じた応急措置の概要
また、これらの記録は、記録した日から30年間保存するよう努めてください。

5. 危険有害性等の表示と譲渡提供時の文書交付

労働安全衛生法（第57条、第57条の2、第101条第2項）、労働安全衛生規則（第24条の14、第24条の15）、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の催促に関する指針」の規定に基づき、次の措置を講じてください。

- ①対象物質等を譲渡、提供する場合には、容器や包装に名称などを表示するとともに、安全データシート（SDS）の交付などにより名称などを通知してください。
- ②SDSの交付などにより対象物質等の名称などを通知された場合には、通知された事項を労働者に周知してください。
- ③対象物質等を労働者（対象物質等を製造・輸入する事業者の労働者を含む）に取り扱わせる場合には、容器、包装への名称などの表示、SDSの作成を行うとともに、SDSの記載事項を労働者に周知してください。

<物質ごとの適用範囲>

指針と有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）との関係

有機溶剤関係

含有量	有機溶剤業務（有機則第1条第6号イ～ヲ）	有機溶剤業務以外の業務
5%越え	有機則の適用及び指針の対象範囲	指針の対象範囲
1%越え	指針の対象範囲	指針の対象範囲
1%以下	指針の対象範囲外	指針の対象範囲外

※有機溶剤とは、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン（ジクロルメタン）、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンを指します。

パラ-ニトロクロルベンゼン関係

含有量	製造・取扱い業務
5%越え	特化則の適用及び指針の対象範囲
1%越え	指針の対象範囲
1%以下	指針の対象範囲外

1,2-ジクロロプロパン関係

含有量	有機溶剤業務（有機則第1条第6号イ～ヲ）	有機溶剤業務以外の業務
1%越え	特化則の適用及び指針（表示・SDSのみ）の対象範囲	指針の対象範囲
1%以下	指針の対象範囲外	指針の対象範囲外

その他の関係

含有量	製造・取扱い業務
1%越え	指針の対象範囲
1%以下	指針の対象範囲外

つれづれ水紀行

第9回 富士宮の保存湧水など（静岡県富士宮市）

富士山の麓には多くの湧水がある。世界文化遺産の指定にあやかって西麓の富士宮市を訪ねてみた。富士宮市は、市内の湧水のうち「年間を通じて枯渇せず、水質の環境基準（水域類型河川 AA）を満たす湧水池で、周辺が自然に近い状態であること」という条件に合うものを「保存湧水池」に指定している。市のパンフレットによれば、平成12年3月現在15か所がこれに指定されており、その分布は山梨県境近くの猪之頭地区から市の中心部近くまでの広範囲に及ぶ。

関係資料をもらいに市役所を訪れる。富士山がよく見えるところはどこか職員に聞くと、7階の展望室からしっかり見えますと自慢げ。確かに冬晴れの下で麓から頂上まで遮るもの無く一望でき、さすがである。頂上は強風で雪煙が舞っている。さて、資料を見ながら行く先と順番を考えて・・・

まずは7か所の保存湧水池が集中する猪之頭地区にある陣馬の滝から訪れた。白糸の滝より規模は小さいが同様に、富士山の溶岩台地が浸食で深く窪み、沢は滝となり崖の途中からは湧水が流れ落ちている。向かって正面は沢水であるが、両側は随所から1日当たり4万8千立方メートルと豊かな湧水があり一級河川五斗目木川の源流となっている。訪れたときも水をタンクに持ち帰る人たちが跡を絶たなかった。水温が年中一定で、夏に冷たいのはもちろん冬のこの季節は気温よりもかなり高いそうだ。

鎌倉時代源頼朝が富士山麓で巻狩りをした際、日が暮れて滝の近くに一夜の陣を敷いた事から陣馬の滝と呼ばれている、とのこと。

猪之頭地区にはこのほかにも多くの保存湧水やその他の湧水があり、生活用水、ワサビ栽培、マス養殖などに活用されているようだ。



陣馬の滝

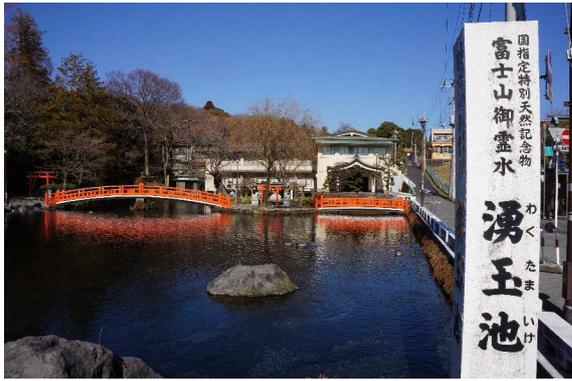


白糸の滝

市街地に帰る途中で「白糸の滝」にも立ち寄った。ここも芝川の水が滝となって落ちる他に、高さ20m・幅150mの湾曲した崖の上部から無数の湧水が糸を引くように落ちてカーテン状になっている。国の名勝及び天然記念物に指定、日本の滝百選に選定されている。昨年暮れまでに遊歩道や新しい橋が再整備されたようで、以前に比べて周辺がすっきりし観光地として再生しようとする様子が伺われた。ちょうど虹が掛かった滝の前を、平日でもあり観光客がゆったりと歩いていた。

次に、富士宮市内で最も代表的な湧水の湧玉池（わくたまいけ）である。浅間大社の境内で存在感を示すとともに特別天然記念物に指定されている。そして、一日当たり約20万立方メートルという大量の湧水が迸り出した流れは神田川となり市の中心部に潤いをもたらす、これらが昭和の名水百選に指定されている。また、富士山の世界遺産登録の構成要素ともなっており、タイトルから見た日本一の湧水と言えよう。

あらためて浅間大社参道正面に回ると、日本の代表的風景と言える大鳥居と富士山の眺めがあり、鳥居前のお宮横丁にはB級グルメの代表格となっている富士宮やきそばなどの小店が並び、つい足が停まってしまう。



湧玉池



神田川

今日の最後は、市中心街にほど近い潤川対岸の大中里地区の集落内にある「よしま池」に向かう。これは「保存湧水池」第1号であるとともに、水量が1日当たり2万7千立方メートルと豊富で、珍しい点は富士山から見て川向こうにあり、しかも湧水が池の反対側にあることである。どのような地下水脈になっているのだろうか、確かに湧出部から雪の富士山が池の反対側に映って見える。付近の集落はこの豊かな水によって成立してきたのであろう。

ここを最後に水環境の面でも見所の多い富士宮を後にした。雪の富士山の眺めを終始楽しみながら盛りだくさんの一日であった。第二東名などの開通でアクセスが良くなったこともあり、一日で楽しめるエリアとなった。(A.F.)

(アクセス:)

陣馬の滝：新東名高速新富士 I.C. から約40分。西富士道路、国道139号で「畜産試験場北入り口」交差点を左折し県道414号。「陣馬の滝」標識に沿って進む。陣馬の滝遊歩道の駐車場あり。

湧玉池：JR身延線富士宮駅下車、北に徒歩10分。新東名高速新富士 I.C. から西富士道路出口の小泉出入口交差点を左折し県道76号線で富士宮市街方面に約3km。浅間神社駐車場あり。

よしま池：JR身延線「西富士宮駅」下車、南に徒歩10分。新東名高速新富士 I.C. から西富士道路出口の小泉出入口交差点左折し県道76号線でJR身延線「西富士宮駅」を過ぎ、潤井川に沿って左折、最初の道路橋を渡りすぐ。

編集後記

ロシアのソチで開催された冬季オリンピックが閉幕しました。日本にとっては羽生結弦選手の金メダルを初めとして若い選手の活躍が目立つとともに、41歳の葛西紀明選手の銀メダルも存在感がありました。事前のメダルの皮算用とは別に、それらは、本人が伸び伸びと楽しんで脱力できての好成績であったように素人目にも見えました。その結果が中国、韓国といったスポーツ新興国にも遜色ない結果を生んだことは、日本のスポーツの、ひいてはそれを支える社会の成熟を示すものだと思います。国民に希望を与えてくれたとともに、スポーツの意義と奥深さを知った大会でありました。

今号は、弊社の社員が取りまとめた化学物質の取扱いに関する最新の記事を掲載できました。御参照ください。(A.F.)



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749